

※ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

平成30年度

財政援助団体等監査結果報告書

平成31年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、平成 30 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 15 日

新宿区監査委員	岩 田	一 喜
同	濱 田	幸 二
同	白 井	裕 子
同	有 馬	としろう

目 次

I 監査の概要

第1	監査の種類	1
第2	監査実施団体等	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の対象範囲	1
第5	監査の方法	2
第6	監査の着眼点	3
別表1	監査実施団体及び所管部局	4
別表2	実地監査日程	5

II 監査の結果

第1	団体別監査結果	7
1	みずほ信託銀行株式会社	7
2	牛込竈箒地域センター管理運営委員会	9
3	若松地域センター管理運営委員会	11
4	公益財団法人新宿未来創造財団	13
5	新宿スポーツコミュニティ共同事業体	15
6	社会福祉法人新宿区社会福祉協議会	17
7	社会福祉法人アゼリヤ会	19
8	社会福祉法人かがやき会	21
9	特定非営利活動法人工房『風』	23
10	社会福祉法人南風会	25
11	社会福祉法人奉優会	27
12	株式会社ニチイ学館	29
13	社会福祉法人聖母会	32
14	株式会社日本保育サービス	34
15	社会福祉法人新栄会	37
16	学校法人三幸学園	40
17	新宿中央公園パークアップ共同体	42
18	株式会社ドコモ・バイクシェア	44
19	紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体	46
20	紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体	48
第2	総括意見	50

I 監査の概要

I 監査の概要

第 1 監査の種類

財政援助団体等の監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 7 項の規定に基づき、新宿区（以下「区」という。）が財政的援助を行っている団体に対して、財政的援助に係る事業がその目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を与えている団体をいう。以下同じ。）
- ② 出資団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している団体をいう。以下同じ。）
- ③ 不動産信託の受託者
- ④ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）である。

また、財政援助団体等監査と併せて、法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、団体に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかなどについての随時監査を実施した。

第 2 監査実施団体等

今回監査を実施した団体は、平成 29 年度における補助金等交付団体、出資団体、不動産信託の受託者及び指定管理者のうち、別表 1 に掲げる 20 団体である。なお、各団体の所管部局は、別表 1 のとおりである。

第 3 監査の期間

平成 30 年 9 月 10 日（月）から平成 31 年 1 月 25 日（金）まで

第 4 監査の対象範囲

平成 29 年度における事業の補助金等、団体への出資金、不動産信託の受託者及び公の施設の管理に係るものを対象とした。

第5 監査の方法

1 補助金等交付団体及び出資団体

(1) 団体

補助金等交付団体及び出資団体の概要、定款、平成 29 年度決算書、平成 29 年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表 2）により、補助金等の執行状況や出資団体の運営状況について、補助金等交付団体及び出資団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された補助金等交付申請、交付決定等に係る関係書類及び補助金等交付要綱並びに出資に係る事業報告書を基に、補助金等交付団体及び出資団体の関係書類との突合を行った。また、併せて担当者等から説明を聴取した。

2 不動産信託の受託者

(1) 団体

不動産信託の受託者の概要、定款、土地信託契約書、収支報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表 2）により、契約書に基づいた信託不動産の管理・運用に係る内容及びその事務処理について、不動産信託の受託者の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された報告書等の関係書類を基に、不動産信託の受託者の関係書類との突合を行った。また、併せて担当者等から説明を聴取した。

3 指定管理者

(1) 団体

指定管理者の概要、定款、基本協定書、平成 29 年度協定書、平成 29 年度決算書、平成 29 年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表 2）により、協定書に基づいた管理業務内容及びその事務処理について、指定管理者の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された協定書に定める各種報告書、事業評価結果等の関係書類を基に、指定管理者の関係書類との突合を行った。また、併せて担当者等から説明を聴取した。

第6 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

1 補助金等交付団体

(1) 団体

ア 補助金等に係る事業は、計画及び交付条件に沿って適正かつ効果的に行われているか。

イ 補助金等に係る収支の事務処理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

ア 補助金等に係る事業の効果及び履行の確認は、適切に行われているか。

イ 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

2 出資団体

(1) 団体

ア 出資団体の事業等は、出資の目的に沿って適正かつ効果的に運営されているか。

イ 会計経理及び財産管理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

出資団体への指導監督は、適切に行われているか。

3 不動産信託の受託者

(1) 団体

不動産信託に係る事業は、信託の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

(2) 所管部局

不動産信託の受託者への指導監督は、適切に行われているか。

4 指定管理者

(1) 団体

ア 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に行われているか。

イ 管理業務に係る事務処理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨が達成されているか。

イ 指定管理者への指導監督は、適切に行われているか。

別表 1 監査実施団体及び所管部局

No.	団 体 名	区 分				所 管 課
		補 助	出 資	信 託	指 定	
1	みずほ信託銀行株式会社			○		総務部契約管財課
2	牛込竈箒地域センター管理運営委員会				○	地域振興部竈箒町特別出張所
3	若松地域センター管理運営委員会				○	地域振興部若松町特別出張所
4	公益財団法人新宿未来創造財団	○	○			地域振興部生涯学習スポーツ課
5	新宿スポーツコミュニティ共同事業体				○	地域振興部生涯学習スポーツ課
6	社会福祉法人新宿区社会福祉協議会	○				福祉部地域福祉課
7	社会福祉法人アゼリヤ会	○				福祉部地域福祉課 福祉部介護保険課
8	社会福祉法人かがやき会	○				福祉部障害者福祉課
9	特定非営利活動法人工房『風』	○				福祉部障害者福祉課
10	社会福祉法人南風会	○				福祉部障害者福祉課
11	社会福祉法人奉優会				○	福祉部地域包括ケア推進課
12	株式会社ニチイ学館	○			○	福祉部地域包括ケア推進課 子ども家庭部保育指導課 子ども家庭部子ども総合センター
13	社会福祉法人聖母会	○				福祉部介護保険課
14	株式会社日本保育サービス	○				子ども家庭部保育課 子ども家庭部保育指導課
15	社会福祉法人新栄会	○			○	子ども家庭部保育課 子ども家庭部保育指導課 子ども家庭部子ども総合センター
16	学校法人三幸学園	○				子ども家庭部保育指導課
17	新宿中央公園パークアップ共同体				○	みどり土木部みどり公園課
18	株式会社ドコモ・バイクシェア	○				みどり土木部交通対策課
19	紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体				○	教育委員会中央図書館
20	紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体				○	教育委員会中央図書館

別表2 実地監査日程

実施年月日の＊印は監査委員による実地監査

実 施 年 月 日	団 体 名
平成 30年 10月 5日 (金) 11月 1日 (木) ＊	紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体
10月 5日 (金) 11月 1日 (木) ＊	紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体
10月 9日 (火) 10月 29日 (月) ＊	社会福祉法人新宿区社会福祉協議会
10月 9日 (火) 10月 29日 (月) ＊	株式会社日本保育サービス
10月 11日 (木) 11月 5日 (月) ＊	社会福祉法人奉優会
10月 15日 (月) 11月 1日 (木) ＊	牛込竈箒地域センター管理運営委員会
10月 17日 (水) 11月 5日 (月) ＊	株式会社ニチイ学館
10月 24日 (水) 11月 9日 (金) ＊	公益財団法人新宿未来創造財団
10月 26日 (金) 11月 12日 (月) ＊	社会福祉法人アゼリヤ会
10月 26日 (金) 11月 12日 (月) ＊	社会福祉法人南風会
10月 30日 (火) 11月 16日 (金) ＊	みずほ信託銀行株式会社
10月 30日 (火) 11月 16日 (金) ＊	株式会社ドコモ・バイクシェア
11月 29日 (木)	新宿スポーツコミュニティ共同事業体
11月 29日 (木)	社会福祉法人かがやき会
12月 3日 (月)	社会福祉法人新栄会
12月 4日 (火)	新宿中央公園パークアップ共同体
12月 6日 (木)	特定非営利活動法人工房『風』
12月 7日 (金)	若松地域センター管理運営委員会
12月 11日 (火)	学校法人三幸学園
12月 12日 (水)	社会福祉法人聖母会

Ⅱ 監査の結果

Ⅱ 監査の結果

第 1 団体別監査結果

団体別の監査結果は、次のとおりである。

みずほ信託銀行株式会社

《不動産信託の受託者》

第 1 監査対象の概要

1 事業概要等

(1) 事業の概要

ア 信託土地

新宿区西新宿一丁目 23 番 3（淀橋第二小学校跡地）

面積 3,859.62 m²

イ 信託年月日

平成 13 年 1 月 12 日

ウ 信託の目的

法第 238 条の 5 第 2 項の規定に基づき、信託土地の上に建物（以下「信託建物」という。）を信託財産として建築し、これを賃貸することを目的として信託土地及び信託建物を管理・運用する。

エ 信託期間

平成 13 年 1 月 12 日から信託建物の竣工引渡し日までの期間及び竣工引渡し日の翌日から 20 年間（平成 35 年 6 月 30 日まで）

(2) 不動産の信託を受託している団体

みずほ信託銀行株式会社（以下「法人」という。）

中央区八重洲一丁目 2 番 1 号

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人を受託者として、淀橋第二小学校跡地の土地信託を行っており、信託配当収入を受けている。

ア 建物の用途

事務所、店舗、駐車場

イ 建物の規模等

規 模：地上 18 階、地下 2 階、塔屋 1 階

延べ面積：44,542.81 m²

構 造：地上部 鉄骨造

地下部 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造

(2) 主な事業実績

平成 29 年 12 月 31 日現在の入居率 100 %

平成 29 年度の区への配当金 724,043,787 円

第 2 監査の結果

不動産信託に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

牛込簞笥地域センター管理運営委員会

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

牛込簞笥地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成2年6月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 牛込簞笥地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するために必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、平成29年度に20,153,972円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 牛込簞笥 地域センター	20,153,972円	－（※）	20,770,282円	平成27年4月1日 ） 平成30年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入（使用料）としている。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）牛込簞笥地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務

（イ）牛込簞笥地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務

（ウ）牛込簞笥地域センターの施設等の維持管理に関する業務

（エ）牛込簞笥地域センターの団体登録、利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）施設の利用

・登録団体数 376団体（平成30年3月31日現在）

・施設全体の利用状況 利用件数 10,309件

利用人数 99,241 人

利 用 率 64.8%

(イ) 主な事業の内容

・ 地域センターまつり

牛込簞笥地域まつり 参加者数 518 人(出演者・スタッフ数)

U T C オンステージ 参加者数 247 人(出演者・スタッフ数)

・ 広報誌（ほっとたうん） 発行回数 年 4 回 各回 8,500 部発行
※うち 1 回のみ 10,000 部発行

・ その他コミュニティ事業

みんなの部屋子ども料理教室 10 回 参加者数 延べ 216 人

みんなの部屋子ども理科実験 9 回 参加者数 延べ 68 人

みんなの部屋クリスマス会 1 回 参加者数 44 人

たんすサロン 4 回 参加者数 延べ 87 人

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

若松地域センター管理運営委員会
《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

若松地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成7年10月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 若松地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するために必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、平成29年度に20,245,972円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立若松地域センター	20,245,972円	－（※）	20,244,334円	平成27年4月1日 ） 平成30年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入（使用料）としている。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）若松地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務

（イ）若松地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務

（ウ）若松地域センターの施設等の維持管理に関する業務

（エ）若松地域センターの団体登録、利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）施設の利用

・登録団体数 325団体（平成30年3月31日現在）

・施設全体の利用状況 利用件数 9,845件

利用人数 120,132 人

利 用 率 61.6%

(イ) 主な事業の内容

・ 地域センターまつり

若松ふれあいまつり

参加者数 延べ 2,900 人

・ 広報誌（わがまち・わかまつ）

発行回数 年 3 回

各回 11,500 部発行

・ その他コミュニティ事業

小泉八雲の怪談噺（2 回公演）

1 回 参加者数 193 人

若松いきいきフェスタ

1 回 参加者数 延べ 870 人

ニューイヤーク国際こども音楽祭

1 回 参加者数 延べ 270 人

箱根山駅伝大会

1 回 参加者数 700 人

みんなで歌おうこころの歌

1 回 参加者数 131 人

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

公益財団法人新宿未来創造財団

《補助金等交付団体・出資団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益財団法人新宿未来創造財団（以下「法人」という。）は、平成22年4月に公益認定を受けた。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 地域の歴史の記録保存及び普及啓発
- イ 文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成
- ウ スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成
- エ 次代を担う児童や青少年の育成
- オ 国際相互理解の促進
- カ 地域の魅力の内外への発信
- キ 地域社会の健全な発展の促進
- ク 区から受託する施設の管理運営に関する事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人設立に際し、基本財産として5億円を出えんしている。

また、区は、法人に対し、平成29年度に466,603,711円を補助金として、725,913,785円を指定管理料として支出している。

なお、今回は、補助金及び出資を監査対象とする。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
公益財団法人新宿未来創造財団補助金	466,603,711円	法人に対して助成を行うことにより、区の健全な発展及び住民の福祉向上に寄与するため

イ 根拠法令等

新宿区一般財団法人に対する助成等に関する条例（昭和62年新宿区条例第16号）

ウ 主な事業実績

（ア）地域の歴史の記録保存及び普及啓発

- ・展示会の開催 来場者数 18,308人

（イ）文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成

- ・舞台芸術鑑賞機会の提供 来場者数 7,860人

- (ウ) スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成
 - ・新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン
 - 参加者数 9,602 人
- (エ) 地域の魅力の内外への発信
 - ・友好都市等との交流事業 参加者数 104 人
- (オ) 地域社会の健全な発展の促進
 - ・新宿青年教室 参加者数 延べ 1,282 人

第2 監査の結果

補助金及び出資に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

新宿スポーツコミュニティ共同事業体

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

新宿スポーツコミュニティ共同事業体（以下「団体」という。）は、新宿区立新宿スポーツセンターの管理運営を行うため、平成27年8月に設立された。

代表者は日本管財株式会社、構成員は株式会社東京アスレティッククラブ、ヒューマンアカデミー株式会社である。

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、平成29年度に115,162,420円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 新宿スポーツ センター	115,162,420円	136,499,725円	355,015,149円	平成28年4月1日 ） 平成33年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立新宿スポーツセンター条例（平成17年新宿区条例第47号）

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 新宿スポーツセンターにおいて行う事業に関する業務

- ・新宿スポーツセンターの利用に関すること。
- ・新宿スポーツセンターを利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること。
- ・スポーツ活動及びレクリエーション活動の普及及び推進に関すること。

(イ) 新宿スポーツセンターの団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

(ウ) 新宿スポーツセンターの利用料金の納入、減免及び返還に関する業務

(エ) 新宿スポーツセンターの施設、附帯設備その他の設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

利用者数 480,901人

（内訳 貸切利用：112,181人 個人利用：278,059人 事業利用：90,661人）

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和 37 年 6 月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

カ 共同募金事業への協力

キ 応急小口資金貸付事業

ク 在宅生活支援事業の推進

ケ 福祉サービス利用援助事業

コ 成年後見に関する事業

サ 生活福祉資金貸付等相談事業

シ 子育て援助活動支援事業

ス 生活支援体制整備事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成 29 年度に 248,915,117 円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区社会福祉協議会 補助金	248,915,117 円	法人の円滑な事業運営を図るため

イ 根拠法令等

新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例(昭和 61 年新宿区条例第 16 号)

ウ 主な事業実績

(ア) 会員数

- ・ 会員数 2,526 件（平成 30 年 3 月 31 日現在）
（内訳）個人会員数 2,086 件
団体会員数 440 件

(イ) 地域活動支援事業

- ・ 暮らしの総合相談 1,754 件
- ・ ボランティアの相談紹介等
ボランティア・市民活動コーディネート事業
活動会員数 1,911 人
活動団体数 167 団体
新規ボランティア希望者 283 人

(ウ) 個別生活支援事業

- ・ 成年後見・権利擁護相談 相談者数 2,586 人
- ・ 緊急援護事業（住所不定者や要保護女性に対する緊急援助）
支給・貸付 1,746 件 3,215,180 円

(エ) 法人経営事業

- ・ 広報誌「けやき」の発行 年 6 回 発行部数 年間 698,000 部

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

社会福祉法人アゼリヤ会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人アゼリヤ会（以下「法人」という。）は、昭和37年2月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 養護老人ホームの経営
- イ 救護施設の経営
- ウ 特別養護老人ホームの経営
- エ 保育所の経営
- オ 一時預かり事業の経営
- カ 老人デイサービス事業の経営
- キ 老人短期入所事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成29年度に28,108,882円を補助金として支出している。

また、指定管理料の支出はしていないが、新宿区立東戸山高齢者在宅サービスセンターの指定管理者に指定している。

なお、今回は、補助金を監査対象とする。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金①	16,742,882円	区における特別養護老人ホームでの利用者サービスの維持向上を図るため
新宿区医療介護支援補助金②	11,366,000円	医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を図るため
合計金額	28,108,882円	

イ 根拠法令等

（ア）新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱（平成17年1月13日16新健高サ第1281号）〔前記①〕

(イ) 新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成 19 年 3 月 30 日 18 新健高サ第 3895 号）〔前記②〕

ウ 主な事業実績

(ア) 特別養護老人ホーム経営支援補助金〔前記①〕

特別養護老人ホームあかね苑における利用者サービスの維持向上のための支援 定員 60 人

(イ) 医療介護支援補助金〔前記②〕

特別養護老人ホームあかね苑における医療処置者の受入れ

・看護職員及び介護職員総数（常勤換算後） 28.9 人

うち看護職 4.0 人

介護職 24.9 人

・医療処置受入者数 月平均 7.25 人（12.1%）

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

社会福祉法人かがやき会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人かがやき会（以下「法人」という。）は、平成元年9月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 福祉ホームの経営

イ 地域活動支援センターの経営

ウ 障害福祉サービス事業

エ 特定相談支援事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成29年度に54,800,350円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者就労支援施設運営費補助金①	12,749,600円	企業等への就労を支援するとともに、就労が困難な障害者に対して働く場を提供し、能力等の向上を図るため
新宿区地域活動支援センター事業補助金②	33,080,750円	障害者とその介護者等に対して相談支援及び創作活動等の機会を提供し、障害者の地域生活を支援するため
新宿区居住サポート事業補助金③	1,764,000円	保証人が得られないなどの理由により住宅への入居が困難な障害者に対し、入居等に関する支援を提供するため
新宿区精神障害者福祉ホーム事業補助金④	7,056,000円	一人暮らしや就学・就労などを目指している障害者に生活の場を提供するため
新宿区障害者福祉施設防犯設備整備助成補助金⑤	150,000円	防犯設備設置に係る費用を補助し、利用者の安全確保を図るため
合計金額	54,800,350円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 29 日 22 新福障事第 317 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区地域活動支援センター事業補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 29 日 18 新健予予第 1317 号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区居住サポート事業補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 29 日 18 新健予予第 1318 号）〔前記③〕
- (エ) 新宿区精神障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 29 日 18 新健予予第 1466 号）〔前記④〕
- (オ) 新宿区障害者福祉施設防犯設備整備助成補助金交付要綱（平成 29 年 6 月 22 日 新福障事第 250 号）〔前記⑤〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 就労移行支援事業・就労継続支援 B 型事業
 - ・ 就労移行支援 利用者数 延べ 2,060 人
 - ・ 就労継続支援 B 型 利用者数 延べ 3,172 人
 - ・ 福祉サービス第三者評価受審
- (イ) 地域活動支援センター事業
 - ・ 地域活動支援センター 利用者数 延べ 7,151 人
 - ・ 相談支援事業 相談支援件数 延べ 9,772 件
- (ウ) 居住サポート事業
 - ・ 居住サポート 実施件数 延べ 246 件
- (エ) 福祉ホーム事業
 - ・ 福祉ホーム 利用者数 7 人(平成 30 年 3 月 31 日現在)

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

特定非営利活動法人工房『風』

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

特定非営利活動法人工房『風』（以下「法人」という。）は、平成17年6月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 一般相談支援事業

イ 特定相談支援事業

ウ 精神障害者の自立支援に関する生活支援事業

エ 精神障害者の自立支援に関する普及啓発事業

オ 障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成29年度に26,839,300円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者就労支援施設運営費補助金①	13,860,300円	企業等への就労を支援するとともに、就労が困難な障害者に対して働く場を提供し、能力等の向上を図るため
新宿区地域活動支援センター事業補助金②	11,215,000円	障害者とその介護者等に対して相談支援及び創作活動等の機会を提供し、障害者の地域生活を支援するため
新宿区居住サポート事業補助金③	1,764,000円	保証人が得られないなどの理由により住宅への入居が困難な障害者に対し、入居等に関する支援を提供するため
合計金額	26,839,300円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成23年3月29日22新福障事第317号）〔前記①〕

(イ) 新宿区地域活動支援センター事業補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 29 日 18 新健予予第 1317 号）〔前記②〕

(ウ) 新宿区居住サポート事業補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 29 日 18 新健予予第 1318 号）〔前記③〕

ウ 主な事業実績

(ア) 就労継続支援 B 型事業

- ・ 就労継続支援 B 型 利用者数 延べ 4,051 人
- ・ 福祉サービス第三者評価受審

(イ) 地域活動支援センター事業

- ・ 地域活動支援センター 利用者数 延べ 1,703 人
- ・ 相談支援事業 相談支援件数 延べ 707 件

(ウ) 居住サポート事業

- ・ 居住サポート 実施件数 延べ 80 件

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

社会福祉法人南風会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人南風会（以下「法人」という。）は、昭和39年10月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 障害者支援施設の経営
- イ 障害者福祉サービス事業の経営
- ウ 一般相談支援事業の経営
- エ 特定相談支援事業の経営
- オ 障害児相談支援事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成29年度に19,573,167円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者支援施設 事業運営費補助金	19,573,167円	区内で社会福祉法人が運営する 障害者支援施設の事業運営に要す る経費の一部を補助することによ り、障害者の福祉の向上を図るため

イ 根拠法令等

新宿区障害者支援施設事業運営費補助金交付要綱（平成20年5月30日
20新福障事第84号）

ウ 主な事業実績

・施設入所支援	利用者数	延べ	16,251人
・生活介護	利用者数	延べ	13,312人
・自立訓練（生活訓練）	利用者数	延べ	269人
・就労継続支援B型	利用者数	延べ	2,347人
・相談支援事業	相談支援件数	延べ	152件
・看護職員及び介護職員総数（常勤換算後）			48.4人
うち看護職	5.3人		
介護職	43.1人		

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

社会福祉法人奉優会

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人奉優会（以下「法人」という。）は、平成11年11月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 特別養護老人ホームの経営
- イ 老人短期入所事業の経営
- ウ 老人デイサービスセンターの経営
- エ 老人居宅介護等事業の経営
- オ 老人福祉センターの経営
- カ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- キ 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- ク 居宅介護支援事業の経営
- ケ 地域包括支援センターの経営
- コ 敬老館の経営
- サ 労働者派遣事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成29年度に49,623,510円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 西新宿シニア 活動館①	29,581,060円	—	28,686,970円	平成25年6月1日 ） 平成30年3月31日
新宿区立 北新宿第二 地域交流館②	20,042,450円	—	20,243,318円	平成26年4月1日 ） 平成31年3月31日
合計金額	49,623,510円	—	48,930,288円	

イ 根拠法令等

（ア）新宿区立シニア活動館条例（平成20年新宿区条例第19号）〔前記①〕

（イ）新宿区立地域交流館条例（平成20年新宿区条例第47号）〔前記②〕

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 西新宿シニア活動館〔前記①〕

- ・西新宿シニア活動館において行う事業に関する業務
シニア世代の者等が行う社会貢献活動その他の地域活動に関する
こと。
シニア世代の者等を対象として行われる、介護予防に資する活動、
体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の
増進に向けた活動に関すること。
- ・西新宿シニア活動館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用
承認の取消し等に関する業務
- ・西新宿シニア活動館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(イ) 北新宿第二地域交流館〔前記②〕

- ・北新宿第二地域交流館において行う事業に関する業務
地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の
交流に関すること。
高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向
上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向
けた活動に関すること。
- ・北新宿第二地域交流館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利
用承認の取消し等に関する業務
- ・北新宿第二地域交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) 西新宿シニア活動館〔前記①〕

- ・利用者数 33,322 人
(内訳) 団体利用 9,299 人 個人利用 24,023 人

(イ) 北新宿第二地域交流館〔前記②〕

- ・利用者数 17,655 人
(内訳) 団体利用 2,679 人 個人利用 14,976 人

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

株式会社ニチイ学館
《補助金等交付団体・指定管理者》

第 1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社ニチイ学館（以下「法人」という。）は、昭和 48 年 8 月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 人材育成のための教育事業
- イ 医療機関等における受付、病歴管理、医療費請求事務等の受託事業
- ウ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
- エ 高齢者の身体機能低下を予防するための自立支援事業
- オ 有料老人ホーム事業、ケアハウス事業、高齢者用住宅事業
- カ 保育所及び託児所の経営及び経営指導
- キ 乳幼児及び児童の保育の請負
- ク 児童健全育成事業の請負

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成 29 年度に 10,101,030 円を補助金として、46,795,540 円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育従事職員 宿舍借り上げ支援事業 補助金①	747,000 円	保育人材の確保及び離職防止を 図るため
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金 ②	7,289,000 円	保育士等が保育の専門性を高め ながら、やりがいを持って働くこ とができるよう、保育士等のキャ リアアップに向けた取組を促進 し、保育サービスの質の向上を図 るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金③	2,065,030 円	地域の実情に応じた保育サービ スの提供を推進し、保育サービ スの質の向上を図るため (対象：認可保育所、認定こども 園等の設置者又は事業者)
合計金額	10,101,030 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（平成 29 年 4 月 1 日 29 新子指給第 67 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2850 号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2851 号）〔前記③〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業〔前記①〕

園名	補助金額	補助対象者数
ニチイキッズ曙橋保育園	747,000 円	1 人

- (イ) 保育士等キャリアアップ補助事業〔前記②〕

園名	補助金額	賃金改善実施 延べ人数
ニチイキッズ曙橋保育園	7,289,000 円	260 人

- (ウ) 保育サービス推進事業〔前記③〕

- ・ニチイキッズ曙橋保育園

零歳児保育	延べ	71 人
アレルギー児対応	延べ	44 人
外国人児童受入れ	延べ	12 人

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 東五軒町 地域交流館①	15,597,943 円	—	15,597,943 円	平成 25 年 4 月 1 日 ┆ 平成 30 年 3 月 31 日
新宿区立 東五軒町 児童館②	31,197,597 円	—	30,767,676 円	平成 25 年 4 月 1 日 ┆ 平成 30 年 3 月 31 日
合計金額	46,795,540 円	—	46,365,619 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区立地域交流館条例（平成 20 年新宿区条例第 47 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例（平成 22 年新宿区条例第 46 号）〔前記②〕

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 東五軒町地域交流館〔前記①〕

- ・東五軒町地域交流館において行う事業に関する業務

地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の交流に関すること。

高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向

けた活動に関すること。

- ・東五軒町地域交流館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・東五軒町地域交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(イ) 東五軒町児童館〔前記②〕

- ・東五軒町児童館において行う事業に関する業務
子供の福祉の増進に関すること。
子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関すること。
東五軒町児童館の施設の利用に関すること。
- ・東五軒町児童館の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・東五軒町児童館の施設等の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) 東五軒町地域交流館〔前記①〕

- ・利用者数 15,759 人
(内訳) 団体利用 6,442 人 個人利用 9,317 人

(イ) 東五軒町児童館〔前記②〕

- ・利用者数 34,621 人
(内訳) 小学生 25,465 人 中学生 500 人 高校生 8 人
幼児 4,512 人 その他 4,136 人

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、公の施設の管理について、課題が見られたため、次のとおり意見を付す。

所管課についても、課題が見られたため、次のとおり意見を付す。

【意見】

法人

法人は、東五軒町地域交流館の事業報告書において、実際の収支差額を法人本部事務費に加減し、収入額と支出額を同額にすることにより、収支差額を0円として収支報告を行っていた。

事業報告書は、区民サービスの向上と経費の削減に向けて、区が指定管理業務の実態を把握するためのものであり、法人は、実際の収支差額を報告すべきだった。

法人においては、実態に即した収支報告を適正に行われたい。

福祉部地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課においては、公の施設の管理の適正を期するため、法人から提出された収支報告を十分に確認し、指導を適切に行われたい。

社会福祉法人聖母会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人聖母会（以下「法人」という。）は、昭和4年3月に設立された。その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 医療施設の設置経営
- イ 介護保険施設の設置経営
- ウ 老人福祉施設の設置経営
- エ 児童福祉施設の設置経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成29年度に49,500,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区特別養護老人ホーム等建設事業助成金①	32,000,000円	特別養護老人ホーム等の建設事業に要する経費について補助を行うため
新宿区医療介護支援補助金②	17,200,000円	医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を図るため
新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成金③	300,000円	サービスの質の確保・向上を促進するとともに利用者の事業者選択の際の判断情報に寄与するため
合計金額	49,500,000円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例（昭和61年新宿区条例第16号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成19年3月30日18新健高サ第3895号）〔前記②〕
- (ウ) 平成29年度新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱（平成29年5月31日29新福介推第386号）〔前記③〕

ウ 主な事業実績

(ア) 特別養護老人ホーム聖母ホーム利用人数 [前記①]

	平成 30 年	平成 29 年
人数	80 人	72 人
要介護度 5	45 人	42 人
要介護度 4	26 人	26 人
要介護度 3	8 人	3 人
要介護度 2	1 人	1 人
要介護度 1	0 人	0 人

※人数は、各年 5 月 31 日現在のものである。

(イ) 医療介護支援補助金 [前記②]

特別養護老人ホーム聖母ホームにおける医療処置者の受入れ

・看護職員及び介護職員総数（常勤換算後） 35.9 人

うち看護職 5.5 人

介護職 30.4 人

・医療処置受入者数 月平均 11.67 人（14.6%）

(ウ) 福祉サービス第三者評価受審 [前記③]

グループホーム聖母 [認知症対応型共同生活介護]

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

株式会社日本保育サービス

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社日本保育サービス（以下「法人」という。）は、平成16年10月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 保育所・託児所の経営及び受託運営

イ 学童施設の経営及び受託運営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成29年度に164,610,160円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区賃貸物件による 保育所整備事業補助金 ①	119,727,000 円	保育所の設置促進を図り、待機児童の解消に資するため
新宿区保育従事職員 宿舍借り上げ支援事業 補助金②	4,008,000 円	保育人材の確保及び離職防止を図るため
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金 ③	32,862,000 円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金④	4,765,160 円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため (対象：認可保育所、認定こども園等の設置者又は事業者)
新宿区保育力強化事業 補助金⑤	3,248,000 円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービス

		の質の向上を図るため (対象：認証保育所等の設置者又は事業者)
合計金額	164,610,160 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 平成 29 年度新宿区賃貸物件による保育所整備事業補助要綱（平成 30 年 1 月 27 日 29 新子保施第 472 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（平成 29 年 4 月 1 日 29 新子指給第 67 号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2850 号）〔前記③〕
- (エ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2851 号）〔前記④〕
- (オ) 新宿区保育力強化事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2852 号）〔前記⑤〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 賃貸物件による保育所整備事業〔前記①〕
 - ・アスク薬王寺保育園（平成 30 年 4 月開園）
保育所延床面積 452.512 m² 定員 74 人
- (イ) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業〔前記②〕

園名	補助金額	補助対象者数
アスク新宿南町保育園	779,000 円	2 人
アスク高田馬場保育園	1,343,000 円	2 人
アスク飯田橋保育園	493,000 円	1 人
アスク西新宿保育園	1,393,000 円	3 人

- (ウ) 保育士等キャリアアップ補助事業〔前記③〕

園名	補助金額	賃金改善実施 延べ人数
アスク新宿南町保育園	7,735,000 円	145 人
アスク神楽坂保育園	6,289,000 円	179 人
アスク高田馬場保育園	6,126,000 円	155 人
アスク飯田橋保育園	7,013,000 円	158 人
アスク西新宿保育園	5,699,000 円	141 人

- (エ) 保育サービス推進事業〔前記④〕

- ・アスク新宿南町保育園
 - 延長保育事業（2 時間・3 時間延長） 延べ 34 人
 - アレルギー児対応 延べ 42 人
 - 福祉サービス第三者評価受審

・アスク神楽坂保育園	
零歳児保育	延べ 107 人
延長保育事業（零歳児）	延べ 21 人
延長保育事業（2 時間・3 時間延長）	延べ 11 人
アレルギー児対応	延べ 21 人
福祉サービス第三者評価受審	
（オ）保育力強化事業[前記⑤]	
・アスク高田馬場保育園	
福祉サービス第三者評価受審	
・アスク飯田橋保育園	
障害児保育（その他／知的）	延べ 1 人
アレルギー児対応	延べ 45 人
外国人児童受入れ	延べ 22 人
福祉サービス第三者評価受審	
職員研修、外部研修	2 回
・アスク西新宿保育園	
アレルギー児対応	延べ 1 人
福祉サービス第三者評価受審	
職員研修、外部研修	2 回

第2 監査の結果

補助金について、課題が見られたため、次のとおり意見を付す。
 所管課についても、課題が見られたため、次のとおり意見を付す。

【意見】

法人

法人は、補助金を請求する際に、交付額確定通知書と異なる金額の請求書を提出し、一時的に誤った補助金を受領していた。

法人においては、交付額確定通知書の内容を十分に確認の上、請求手続を適正にされたい。

子ども家庭部保育指導課

保育指導課においては、請求書の内容を十分に確認の上、適正に支出されたい。

社会福祉法人新栄会

《補助金等交付団体・指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人新栄会（以下「法人」という。）は、昭和5年5月に設立された。その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 更生施設及び宿所提供施設の経営
- イ 無料低額診療所の経営
- ウ 保育所及び認定こども園の経営及び受託運営
- エ 児童厚生施設及び放課後児童健全育成施設の経営及び受託運営
- オ 介護老人保健施設の経営
- カ 宿泊所の経営
- キ 路上生活者自立支援センターの受託運営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成29年度に44,901,340円を補助金として、347,819,384円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金 ①	16,972,000 円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金②	19,233,240 円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため (対象：認可保育所、認定こども園等の設置者又は事業者)
新宿区民間学童クラブ 運営費補助金③	8,696,100 円	民間学童クラブの運営を補助し、児童福祉の増進を図るため
合計金額	44,901,340 円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2850 号）〔前記①〕

(イ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2851 号）〔前記②〕

(ウ) 新宿区民間学童クラブ運営費補助要綱（平成 16 年 3 月 30 日 15 新福児第 3006 号）〔前記③〕

ウ 主な事業実績

(ア) 保育士等キャリアアップ補助事業〔前記①〕

園名	補助金額	賃金改善実施 延べ人数
しんえい子ども園もくもく	16,972,000 円	615 人

(イ) 保育サービス推進事業〔前記②〕

・しんえい子ども園もくもく

零歳児保育 延べ 233 人

延長保育事業（零歳児） 延べ 6 人

延長保育事業（2 時間・3 時間延長） 延べ 79 人

一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間未満） 延べ 6 人

一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間以上） 延べ 1,795 人

障害児保育（その他／知的） 延べ 78 人

アレルギー児対応 延べ 173 人

育児困難家庭への支援 延べ 36 人

保育所等体験 年 27 回・延べ 177 人

保育拠点活動支援 延べ 17 人

福祉サービス第三者評価受審

(ウ) 民間学童クラブ運営費補助〔前記③〕

・しんえい学童クラブもくもく

登録児童数 49 人（平成 30 年 3 月 31 日現在）

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 富久町保育園 ①	316,771,384 円	—	303,928,491 円	平成 28 年 4 月 1 日 ） 平成 33 年 3 月 31 日
新宿区立 富久町児童館 ②	31,048,000 円	—	29,544,961 円	平成 28 年 4 月 1 日 ） 平成 33 年 3 月 31 日
合計金額	347,819,384 円	—	333,473,452 円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区立保育所条例（昭和 36 年新宿区条例第 7 号）〔前記①〕

(イ) 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例（平成 22 年新宿区条例第 46 号）〔前記②〕

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 富久町保育園〔前記①〕

- ・ 保育の実施に関する業務
- ・ 延長保育の実施に関する業務
- ・ 一時保育の実施に関する業務
- ・ 休日保育の実施に関する業務
- ・ 富久町保育園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(イ) 富久町児童館〔前記②〕

- ・ 富久町児童館において行う事業に関する業務
子供の福祉の増進に関すること。
子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関すること。
富久町児童館の施設の利用に関すること。
- ・ 富久町児童館の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・ 富久町児童館の施設等の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) 富久町保育園〔前記①〕

- ・ 定員 149 人（うち 0 歳児クラス 4 人は 10 月入園枠）
- ・ 入園児数 148 人、入園率 99.3%（平成 30 年 3 月 31 日現在）

(イ) 富久町児童館〔前記②〕

- ・ 利用者数 36,844 人
（内訳）小学生 14,265 人 中学生 2,256 人 高校生 165 人
幼 児 9,506 人 その他 10,652 人

第 2 監査の結果

補助金及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

学校法人三幸学園

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

学校法人三幸学園（以下「法人」という。）は、昭和 60 年 3 月に設立された。その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 専門学校事業

イ 大学・短大・高等学校事業

ウ 保育施設・児童福祉事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成 29 年度に 25,831,060 円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金 ①	17,246,000 円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金②	6,537,060 円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため (対象：認可保育所、認定こども園等の設置者又は事業者)
新宿区保育力強化事業 補助金③	2,048,000 円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため (対象：認証保育所等の設置者又は事業者)
合計金額	25,831,060 円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2850 号）〔前記①〕

(イ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2851 号）〔前記②〕

(ウ) 新宿区保育力強化事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2852 号）〔前記③〕

ウ 主な事業実績

(ア) 保育士等キャリアアップ補助事業〔前記①〕

園名	補助金額	賃金改善実施 延べ人数
ぽけっとランド市ヶ谷保育園	8,374,000 円	251 人
ぽけっとランド信濃町	8,872,000 円	138 人

(イ) 保育サービス推進事業〔前記②〕

・ぽけっとランド市ヶ谷保育園

延長保育事業（2 時間・3 時間延長） 延べ 56 人

一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間未満）延べ 37 人

一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間以上）延べ 614 人

障害児保育（その他／知的） 延べ 48 人

アレルギー児対応 延べ 76 人

保育所等体験 年 7 回・延べ 26 人

(ウ) 保育力強化事業〔前記③〕

・ぽけっとランド信濃町

障害児保育（特児対象） 延べ 12 人

アレルギー児対応 延べ 64 人

職員研修、外部研修 2 回

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

新宿中央公園パークアップ共同体

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

新宿中央公園パークアップ共同体（以下「団体」という。）は、新宿区立新宿中央公園の管理運営を行うため、平成24年7月に設立された。

代表者は一般財団法人公園財団、構成員は株式会社昭和造園、日建総業株式会社である。

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、平成29年度に188,724,000円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 新宿中央公園	188,724,000円	11,258,000円	205,870,548円	平成28年4月1日 ） 平成33年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立公園条例（昭和50年新宿区条例第28号）

ウ 主な管理業務の内容

- （ア）新宿中央公園に係る公園施設の維持管理に関する業務
- （イ）新宿中央公園を利用するものの利便に資する事業に関する業務
- （ウ）新宿中央公園フットサル施設の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- （エ）新宿中央公園フットサル施設の利用料金の納入、減免及び返還に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）フットサル施設利用

- ・団体登録数：1,108団体
- ・利用コマ数：約2,700コマ（1コマ当たり1時間）

（イ）夏のジャブジャブ池来場者数 15,389人

（ウ）新宿中央公園夏まつり参加者数 約 1,500人

（エ）新宿中央公園春まつり参加者数 約 2,000人

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課については、課題が見られたため、次のとおり意見を付す。

【意見】

みどり土木部みどり公園課

みどり公園課（以下「課」という。）は、新宿中央公園の事業報告書において、実際の収支差額を法人本部事務費に加減して計上し、実態と異なる収支差額を0円として報告を受けていた。

課においては、公の施設の管理の適正を期するため、団体から提出された収支報告を十分に確認し、指導を適切に行われたい。

株式会社ドコモ・バイクシェア

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社ドコモ・バイクシェア（以下「法人」という。）は、平成27年2月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア サイクルシェアリング事業の運営

イ サイクルシェアリング運営事業者へのシステム提供

ウ サイクルシェアリング運営事業者へのコンサルティング業務

エ 各種イベントの企画運営業務

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成29年度に81,769,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区自転車シェアリング事業 実証実験補助金	81,769,000円	区民の新たな移動手段の確保や 地域・観光の活性化、まちの回遊 性の向上を図るため

イ 根拠法令等

新宿区自転車シェアリング事業実証実験補助金交付要綱（平成28年8月1日28新み交交第417号）

ウ 主な事業実績

（ア）自転車数 750台（平成30年3月31日現在）

（イ）サイクルポート数 47か所（平成30年3月31日現在）

（ウ）会員数（平成30年3月31日現在）

・ 1回会員 10,120人

・ 月額会員 452人

・ 法人会員 481団体

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を

求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体
《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体（以下「団体」という。）は、新宿区立四谷図書館及び新宿区立大久保図書館の管理運営を行うため、平成21年8月に設立された。

代表者は株式会社紀伊國屋書店、構成員は株式会社ヴィアックスである。

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、平成29年度に171,311,415円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 四谷図書館①	101,124,810円	—	101,110,660円	平成26年4月1日 ～ 平成31年3月31日
新宿区立 大久保図書館 ②	70,186,605円	—	70,048,893円	平成26年4月1日 ～ 平成31年3月31日
合計金額	171,311,415円	—	171,159,553円	

イ 根拠法令等

新宿区立図書館条例（昭和44年新宿区条例第14号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）各図書館において行う事業に関する業務

- ・図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- ・図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関すること。
- ・読書相談、読書案内及び参考調査に関すること。
- ・読書会、映写会、講習会、展示会等の開催及び奨励に関すること。
- ・図書館を利用することに障害がある者に対する利用の援助に関すること。
- ・他の図書館、学校その他教育機関等との相互協力に関すること。

（イ）各図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) 四谷図書館〔前記①〕

開館日数 281 日 入館者数 317,780 人 利用登録者数 17,162 人
個人貸出冊数 408,448 冊 団体貸出冊数 777 冊
視聴覚資料貸出数 57,945 点 レファレンス 2,610 件
その他 お話会、人形劇、映画会、工作会等の実施

(イ) 大久保図書館〔前記②〕

開館日数 282 日 入館者数 138,135 人 利用登録者数 6,893 人
個人貸出冊数 135,237 冊 団体貸出冊数 1,060 冊
視聴覚資料貸出数 18,848 点 レファレンス 1,257 件
その他 お話会、人形劇、映画会、工作会等の実施

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体
《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体（以下「団体」という。）は、新宿区立西落合図書館の管理運営を行うため、平成22年8月に設立された。

代表者は株式会社紀伊國屋書店、構成員は株式会社ヴィアックス、不二興産株式会社である。

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、平成29年度に59,678,635円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 西落合図書館	59,678,635円	—	59,621,527円	平成26年4月1日 ） 平成31年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立図書館条例（昭和44年新宿区条例第14号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）西落合図書館において行う事業に関する業務

- ・図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- ・図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関すること。
- ・読書相談、読書案内及び参考調査に関すること。
- ・読書会、映写会、講習会、展示会等の開催及び奨励に関すること。
- ・図書館を利用することに障害がある者に対する利用の援助に関すること。
- ・他の図書館、学校その他教育機関等との相互協力に関すること。

（イ）西落合図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

開館日数 260日 入館者数 122,188人 利用登録者数 6,035人
個人貸出冊数 184,011冊 団体貸出冊数 337冊
視聴覚資料貸出数 9,223点 レファレンス 1,176件
その他 お話会、人形劇、映画会、工作会等の実施

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

第2 総括意見

今回監査を行ったところ、財政的援助に係る事業については、前述の「第1 団体別監査結果」で意見を付した事項3件（31頁、36頁、43頁に掲載）を除き、その目的に沿っておおむね適正に執行されていたと認められる。

また、併せて所管部局に対して実施した随時監査についても、上記の意見を付した事項を除き、団体に対しおおむね適切に指導監督及び関連事務が行われていたと認められる。

しかしながら、補助金と指定管理者制度について、それぞれ課題が見られたので、次のとおり意見を述べる。

1 補助金について

今回の監査では、「第1 団体別監査結果」でも意見を付しているが、補助金の請求の際、団体から交付額確定通知書と異なる金額の請求を受け、その確認が不十分であったため、一時的に誤った金額の補助金を支出している事例が見られた。また、団体から提出された交付申請書等において規則等で定める書類が添付されていなかったものや、実績報告書において報告書の内訳や添付資料に誤りがあるものが見られた。こうした提出書類の不備は、毎年度見られており、過去の監査においても繰り返し改善を要望している事項である。

補助金は、公益上の必要な事業に対して、区民の貴重な税金を財源として交付されることから、提出された交付申請書や実績報告書等について、確認・検証を的確に行うとともに、規則や要綱などに定められた基準に基づき適正な事務処理を行わなければならない。

所管部局においては、補助金の適正な執行を図る観点から、提出書類の厳正な審査を行うとともに、内容の不備等について団体への指導監督を徹底されたい。

また、団体においても、チェック体制の強化等により適正な書類の提出に努められたい。

区においては、内部統制の意義や目的を踏まえ、同様の指摘を繰り返さないよう、適切な対応に努められたい。

2 指定管理者制度について

今回の監査では、「第1 団体別監査結果」でも意見を付しているが、実際の収支差額を法人本部事務費に加減して計上し、実態に即した収支報告が行われていない事例が2件見られた。

こうした会計処理は、法人本部事務費の決算額を不明確なものにするとともに、指定管理業務における収支状況の把握を困難にするものである。

そもそも、指定管理者制度は、複数年度にわたって公の施設の管理に民間の創意工夫を取り入れて、管理経費の節減を図るとともに、区民サービスを向上させることを目的としている。このような目的を達成するためには、区が、各年度の決算における収支の状況を的確に把握するとともに、区民サービスの向上に資しているかどうかという観点から、指定管理者の良好な事業活動を持続的に確保していくことが必要不可欠である。

そのため、区は、法人本部事務費の範囲や算定基準を明確にし、指定管理者の収支差額から生じる利益について、法人本部事務費と区分するなど、適切な収支報告を受けるための仕組み作りに取り組まれない。

その上で、指定管理施設における収支差額から生じる利益の状況を把握し、その特性に基づいた適切な指定管理料のあり方について検討されたい。

また、人員配置計画で求められている資格要件について、一部満たされていない状況が見られた。資格要件については、区民サービスの向上という観点から、管理業務上必要とされるものであるため、所管部局においては、指定管理施設における資格要件を含めた適正な人員の配置を徹底されたい。

印刷物作成番号
2018-6-5101

平成30年度
財政援助団体等監査結果報告書

平成31年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話（03）5273-4579（ダイヤルイン）

この印刷物は、業者委託により320部印刷製本しています。その経費として、1部当たり259円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。